

チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

●中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験（中小企業組合検定試験）を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス（組合自治）の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で3,041名（平成29年6月1日現在）の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。

お問い合わせは、企画情報課までお気軽にどうぞ！

中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。 一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目的受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	5,000円 (一部科目免除者は、3,000円)



組合運営 あれこれ Q&A

理事の辞任届の効力について

Question

理事が辞任届を提出し、理事会に出席しないとき、その理事は理事会の決定事項について責任を負わなければならないですか。

Answer

組合と理事との関係は委任関係であり、その委任関係の終了は相手方の承認を必要とせず一方的に終了させることができますので、理事は辞任届をもって理事を辞任したことになります。

しかし、中協法第36条の2（役員に欠員を生じた場合の措置）の関係で、辞任により法定数を欠くときは、辞任した理事は、後任者が就任するまでは理事としての権利義務をもつて、ご質問の欠席した場合は、欠席した理事としての責任を負わなければなりません。